

民主市民クラブの2019（令和元）年度

県中間期予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

令和元(2019)年9月10日

今年度の財政状況は、海外情勢の不確実性など、県税収入が今後下振れする懸念もあることから、現時点では、当初予算に計上した一般財源の確保は不透明な状況にある。

こうした中であって、令和元(2019)年度9月補正予算については、御要望の趣旨を十分に踏まえ、安全で安心な暮らしの実現、強みを生かした産業の振興など、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成した。

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
<p><b>1 とちぎブランドプロモーションの検証と関西圏への発信力強化について</b></p> <p>6月から7月にかけて首都圏及び関西圏において、集中的なプロモーションが実施され、その取組は動画放映や五感で味わえるイベントなど、通勤・買い物客をターゲットとした、多くの創意工夫がなされたものと承知している。この集中プロモーションの結果を着実に検証し、今後の継続的なとちぎブランドプロモーションに活かすこと。</p> <p>大阪センターについては、開設から1年が経過し、企業誘致、県産品販路拡大、観光誘客に向けて各種イベントやプレゼンを精力的に実施している。特に、大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）内にある「ディーズスクエア」でのイベント「『いちご王国・栃木』フェア in Osaka」は、地下街の管理会社「大阪市街地開発株」からも絶賛されるほど盛り上がり、極めて効果的であることもわかった。一日の通行客が36万人であるイベントコーナーは魅力的であるため、計画的に本県イベントの開催を推進すること。</p> <p>また、大阪センターのスタッフと運営体制については、将来的には、「大阪アンテナショップ」の設置等も検討し、県産品の販売も含め、充実した本県PRが実施できるよう、計画的に運営体制の整備を図ること。</p> <p>企業誘致については、在阪企業へのリサーチを徹底し、特に本県企業との関連等についてマーケット調査等を行い、本県への企業誘致を進めること。</p>	<p>首都圏及び関西圏における集中プロモーションをはじめとする取組成果については「とちぎブランド力向上会議」等において検証し、より効果的な取組を検討していく。</p> <p>関西圏においては、引き続き大阪センターを活用し、観光物産展の開催等による誘客促進、商談会開催による県産品の販路開拓を図るほか、百貨店でのいちごフェアの開催や、大阪駅地下街への巨大広告の掲示など、計画的に本県の魅力を発信していく。</p> <p>企業誘致については、大阪センターを拠点に継続的な企業訪問を行い、顔の見える関係を構築しながら情報を収集するとともに、企業立地セミナー参加企業や本県にゆかりのある企業、県人会のネットワーク等を有効活用し、戦略的に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>2 とちぎ創生の深化と第2期戦略に向けて</b></p> <p>とちぎ創生15戦略5か年計画の最終年度に取り組む中、4つの基本目標のうち「安定したしごとをつくる」では、製造品出荷額等や園芸産出額、観光消費額など、「安全な暮らしを守る」に関しても、小さな拠点等取組件数や地域公共交通網形成計画策定市町数、訪問看護事業所の訪問看護師数のKPIが概ね順調に推移する一方、首都圏を中心として人口の転出超過状態が一層加速している。</p> <p>県内大学生等の県内就職率の向上やUIターン就職促進協定締結校における本県への年間就職者数の目標値の引上げ、結婚支援の充実及び保育所・放課後児童クラブ等待機児童数の解消実現など更なる取組・支援が必要と考える。</p> <p>そこで、とちぎ創生の深化に向けて、とちぎ未来人材応援事業に関し対象業種の拡大や女性枠の設定、給付型奨学金の創設を図るとともに、県内事業所によるインターシップ事業の導入推進と実施経費の助成、インターシップへの参加学生に対する支援に取り組むこと。</p> <p>また、開設から3年目を迎えるとちぎ結婚支援センターについて、市町と連携し新たなサテライト施設の設置を図り、結婚を望む男女の出会いの場づくりを充実させること。</p> <p>第2期戦略では、県内への移住を直接促す取り組みに加え、将来的な移住につながるように、県外の住民等が特定の地域へ連続性をもって課題解決に関わることのできる環境を整えるとともに、モノやサービスの生産性・利便性を高め、経済や生活等の質に関する将来的な変化に対応していくほか、社会や経済及び環境の統合的な向上を目指す、持続可能な開発目標(SDGs)の理念を踏まえ策定すること。その中で、具体的事業の資金面における環境整備には、地域金融機関の関与やクラウドファンディングの積極的な活用を図ること。</p>	<p>とちぎ創生15戦略に基づくこれまでの取組等により、経済関係分野の指標は概ね順調に推移しているが、人口動態に関する指標に遅れが生じており、本県の地方創生の実現に向け、各種取組を進めていく必要があると考えている。</p> <p>このため、対象奨学金を拡充した「とちぎ未来人材応援事業」の活用やインターシップフェアによる県内中小企業と学生のマッチング等に取り組むとともに、就職促進協定締結校と県内中小企業との交流会を開催して連携強化を図ること等により、UIJターン就職をさらに促進していく。</p> <p>また、とちぎ結婚支援センターについては、今年度、マッチングシステムの機能強化や相談員による個別相談への対応のほか、市町や企業等で出張登録会を開催するなど、さらなる取り組みの充実を図っていく。</p> <p>現在、とちぎ創生15戦略に続く次期戦略の策定作業を進めているが、次期戦略については、国の基本方針で示された「関係人口」の創出・拡大やSociety5.0の実現に向けた取組等、新たな視点も考慮して、実効性ある取組となるよう検討していく。</p> <p>さらに、次期戦略の策定に当たっては、持続可能な社会を目指すSDGsの視点の導入についても検討していくとともに、これら地方創生の取組については、国の地方創生関連交付金の積極的な活用を図るなど、引き続き財源の確保に努める。</p> <p>なお、クラウドファンディングについては、導入済みの地方団体の事例を参考にしながら研究していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>3 企業版ふるさと納税制度の活用促進について</b></p> <p>2016年度に創設された企業版ふるさと納税制度について、県では観光誘客強化に向けた周遊パスポート作成事業を目的とした地域再生計画「とちぎ周遊観光促進計画」を策定し、これまで2,000千円の寄附を受入れた。</p> <p>今般、国では制度を利用した企業の税軽減について、現在の約6割から来年度より寄附額の約9割に引き上げ、適用期限を5年程度延長する方向で検討を進めている。</p> <p>そこで、県内への移住促進や少子化対策、本県重点産業5分野(自動車・航空宇宙・医療機器・環境・光)に関する産業振興、SDGs推進に向けた地域再生計画を策定するなど、企業版ふるさと納税による寄附の受入拡大に取り組むこと。</p> <p>また、寄附を働きかける際には、東京事務所及び大阪センターによる企業訪問の実施や、寄附企業と共同して事業内容について検討するとともに、寄附企業が事業の広報や運営へ自主的に参加できるよう配慮すること。</p> <p><b>4 国の高等学校等就学支援金制度改正に伴う県の支援拡充について</b></p> <p>国は一昨年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において、来年度からの私立高等学校授業料を実質無償化することとした。</p> <p>文部科学省は現在、高等学校等就学支援金制度を改正し、保護者年収約590万円未満の世帯までの支給額の大幅な引上げを検討中とのことである。</p> <p>しかし、現行の国・県支援制度は授業料以外の施設整備費等義務的納付金は対象としていないことから、低所得世帯においては大きな負担となっている。</p> <p>そこで、県においては国の制度改正に当たり、施設整備費等も対象となるよう国に働きかけること。施設整備費等が国の制度改正の対象とならない場合、県の制度改正により保護者の負担軽減を図ること。</p>	<p>県ではこれまで、企業版ふるさと納税制度の周知・活用に努めてきたが、当該税制について、今般、企業への優遇措置の拡充と期間の延長を国に要望したところであり、引き続き東京事務所や大阪センターも含めた周知活動を行うなど、寄附の拡大に努めていく。</p> <p>県では、高等学校等就学支援金を支給するほか、県独自の授業料減免制度により年収約350万円未満までの世帯について授業料の無償化を図っており、来年4月からは、国による就学支援金制度の改正により、年収約590万円未満までの世帯への支給額が引き上げられ、保護者の経済的負担の軽減が図られる見込みである。</p> <p>また、施設整備費をはじめ授業料以外の教育費を支援するため、低所得世帯に対して、奨学のための給付金の支給を行うとともに、私立学校の安定的な運営に資するよう、小・中・高校運営費補助金等による支援も行っている。</p> <p>今後とも、国の制度拡充の状況や他県の動向等を踏まえながら、私立高等学校に通う生徒の保護者の負担軽減を図るとともに、本県私学の振興に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>また、東京都を除き関東各県で導入が進む入学金補助制度を創設するとともに、生活保護及びそれに準ずる世帯の学費を全額無償化すること。</p> <p>加えて、県の私立高等学校授業料減免制度における学校側の1割負担をなくし、一層の私学運営の振興に努めること。</p> <p><b>5 女性自立支援の取り組みについて</b></p> <p>DV・性暴力・JKビジネス・デートDV被害者への支援は、とちぎ男女共同参画センターや県内4市の配偶者暴力相談支援センターにて行われているが、DV防止法が施行されてからは相談件数が多くなり、DV関係の支援が中心になってきていると聞いている。</p> <p>しかし、その他にも、ひとり親（特に母子家庭）であることや病気、障害等のために生活困窮に陥り、子どもの貧困や虐待にも発展してしまうなど、第三者の支援が必要な女性が増加している。</p> <p>このような女性が生活困窮者や虐待の加害者などにならないためには、従来の支援の他に、制度の狭間を埋める、切れ目のない、また、きめ細やかな人的支援が必要である。</p> <p>そこで、実態に即した女性自立支援の実践経験と、人権問題に関する専門性を兼ね備えたNPO等を活用し、見守りや同行支援の領域をさらに広げ、困難を抱える女性に寄り添った支援を行うこと。</p>	<p>婦人保護の中核機関であるとちぎ男女共同参画センターにおいては、DVを始めとして、様々な困難を抱える女性に対して、相談、保護、自立支援の各過程において、きめ細やかな支援に取り組んでいる。</p> <p>また、女性の自立支援に関して高い専門性を有する民間支援団体に対し、一時保護所退所後の女性等に対する集中ケアプログラム事業や、一時保護所に入所できない女性等への自立サポート事業などを委託し、見守りや同行支援を行っている。</p> <p>引き続き、民間支援団体や、市町、関係機関等と連携しながら、それぞれの事情に応じた適切な支援に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>6 悪質クレーム・カスタマー（顧客）ハラスメント対策について</b></p> <p>本年5月、国会において職場でのハラスメントに関する関連法が成立し、パワハラ・セクハラ・マタハラを「行ってはならない」との明記がなされた。パワハラについては、新たに防止に向けた取組が企業に義務付けられたが、罰則はなく、相談体制の整備など具体的内容については、今後、労働政策審議会での議論の後に示される指針で定めるとされた。セクハラについては、企業以外の関係者もハラスメントをしないことを責務とする規定が設けられたが、就活生へのセクハラや、顧客による悪質クレームをはじめとするカスタマーハラスメントについても、先述の指針で対策を検討するという方針が示されるに留まっている。</p> <p>そこで、今般の国の動向を注視しながら、特にカスタマーハラスメント対策について、率先した県の取り組みを求めたい。これまでの消費者行政の観点・施策に加え、改めて労働行政の観点からも、本県の生産性に直結する労働者の勤労意欲に関わる課題として捉え、既に起こっている問題であり、また、あらゆる労働現場で起こり得る問題であるので、早急な実態把握と防止・撲滅に向けた具体的対策を講じること。</p>	<p>県では、各労政事務所による企業訪問において、ハラスメント防止のための組織・体制の整備や相談窓口の設置などを要請するほか、顧客等からの著しい迷惑行為等に関する状況把握を行ってきた。</p> <p>引き続き、カスタマーハラスメントに関する企業の状況把握に努めるとともに、栃木労働局をはじめ関係機関と連携を図りながら、関連法や今後国から出される指針の周知・啓発に努めていく。</p> <p>また、今後とも権利と責任を自覚し、倫理観を持った自立した消費者となるよう、市町と連携しながら消費者啓発を推進していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>7 部落差別解消推進法に基づく取組推進について</b></p> <p>県では、栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）を策定し、部落差別解消推進法の理念に沿った人権施策の充実を目指して各種施策を推進しているところであり、今後も、法律の周知徹底を図るため、自治体職員や教職員への研修を積極的に推進し、特に、「国際人権諸条約を踏まえた新しい人権概念」を学ぶことが出来る研修内容にすること。</p> <p>また、「人権に関する県民意識調査」を引き続き実施し、部落のイメージが「マイナスイメージからプラスイメージに変化しているか」等をしっかりと把握したうえで、人権行政に活かすこと。</p> <p>さらに、県では隣保事業、中小企業経営指導事業、生活相談センター等を中心に相談業務を推進してきたが、更なる充実を図るとともに、同和行政推進の成果と課題を踏まえて、福祉資金貸付事業や住宅資金貸付事業の滞納問題、営農集団の運営、集会所の維持管理、公営住宅の管理運営等について総括し、今後の対応の方向性を示すこと。</p>	<p>県では、県民が人権尊重の理念についての理解と認識を深め、人権意識の高揚が図れるよう、栃木県人権施策推進基本計画に基づき、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に推進している。</p> <p>部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、自治体職員等に対する研修内容の更なる充実を図るとともに、県民意識の把握に努めながら、人権啓発等の各種施策を実施していく。</p> <p>また、相談業務や同和行政に係る福祉資金貸付事業等については、これまでも関係団体と協議しながら進めてきたところであり、引き続き国や市町、関係機関等と連携し、適切に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>8 高齢者向け自動車安全運転装置等購入助成制度の創設について</b></p> <p>2018年版交通安全白書によると、75歳以上の高齢運転者が起こした2017年の死亡事故の要因は「操作不適（ミス）」が31%を占め、75歳未満の16%の約2倍であった。このうち「ブレーキとアクセルの踏み間違い」が75歳以上は6.2%で、75歳未満の0.8%を大きく上回った。白書では自動ブレーキなどの先進安全技術について、「事故削減効果が大きく期待できる」と指摘している。</p> <p>そうした中、全国での高齢運転者による死亡事故が相次いでいることから、昨年に県内で車の運転免許証を自主返納した人は、前年比300人増の6,158人に上り過去最高となった。返納者に占める65歳以上の割合は約97%であり、県内22の市町による返納者支援事業や県タクシー協会による一部運賃の割引制度等の周知が進んだことも増加の背景にある。</p> <p>しかし、小山市が昨年行った調査では75歳以上の市民のうち、外出する際に車で移動する人の割合は約7割に上り、約20年で倍以上に増えていることが分かった。また、県内でも公共交通の利便性から、自家用車を手放すのが難しい地域もある。県においても高齢者を対象とした各種交通安全教室開催に取り組んでいるところであるが、先頃、東京都ではアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の購入補助、日光市では安全装置搭載車の購入補助制度が創設された。</p> <p>そこで、高齢者の運転操作ミスによる重大事故防止や、高齢者の社会参加及び就労時の交通手段確保のため、安全装置設置を促すことを目的とした県による費用の助成または市町が取り組む事業への支援を行うこと。</p>	<p>全国的に高齢運転者によるアクセルの踏み間違いによる交通事故が問題となる中、新車に対する衝突被害軽減ブレーキの国際基準が成立し、今後国内でも安全装置の標準化が見込まれる。</p> <p>引き続き、運転免許の自主返納を促進し、交通安全教室や運転適性相談を充実させるなど、高齢者の安全運転対策に努めるとともに、事故防止装置の普及促進にも取り組んでいく。</p>



要 望 事 項	回 答
<p><b>9 林業・木材産業の人材育成について</b></p> <p>本県は、県土の約54%を占める森林を有するため林業は重要な産業となっている。1963年に栃木県林業センターを設立し、とちぎ材の需要拡大、森林の円滑な循環の確保、野生鳥獣の管理と被害軽減、特用林産物や木材産業の振興、木材の試験研究、担い手育成を目的としている。2016年度から5か年の「とちぎ森林創生ビジョン」を策定し、林業・木材産業の成長産業化に向け重点指標とした「循環の森」「環境の森」「恵みの森」の3つの森での施策を実施している。</p> <p>林業・木材産業については、人材育成が大きな課題と考えるが、2018年度新規林業就業者は43人となっており、年齢別に見ると40代11人、20代10人、30代8人、50代60代以上は各6人、10代2人である。そこで、長期的視点を踏まえた実践的な技術・知識の習得や、森林保全や野生鳥獣対策までの幅広い地域活動を支える人材、森林組合等の経営力を支える人材等、特に若年者にターゲットを絞った就業者を多く育成していくことが緊急に求められるため、取組を早急に行うこと。</p> <p><b>10 生活困窮者自立支援における「学習支援」の充実について</b></p> <p>生活困窮者自立支援の一環として学習支援事業は、本県は全市町において早期に取り組んだことは評価される。単なる学習支援のみならず、児童等の悩みや進学に対する支援などを行い、生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的としている。さらに、高校中退防止のための高校生世代等に対する教育及び就労(進路選択等)に関する支援も追加されたが、各市町での取組には温度差があるのも確かである。さらに、地域的な課題もあり、特に県北では管内面積が広く、送迎の問題や、人材確保も大きな壁になっている。</p> <p>その中で、事業の周知が進み参加する小中学生及び高校生世代が増えるなど、従来の委託額では運営が難しくなっているとの状況報告があった。</p> <p>そこで、実態に合うよう、下半期における予算を増額し、学習支援をする委託先の団体が継続して活動できるよう積極的に支援すること。</p>	<p>県では、林業就業希望者向けの動画配信や高校生等への就業説明会などにより、引き続き人材の確保を進めていく。</p> <p>また、林業の持続的発展には、施業の集約に係るノウハウや、低コストで効率的な作業技術等を有する人材の育成が重要であり、今後の人材育成のあり方について、関係機関等の意見を伺いながら総合的に検討していく。</p> <p>平成27年度に学習支援事業がスタートして以来、人件費や送迎に要する経費など事業者の運営経費を算出の上、11町において事業を実施している。</p> <p>各町においては、生活困窮世帯に対し、関係機関を通じ広く募集しており、参加者は少しずつ増えてきている。また、子どもの生活習慣や社会性の確立に向けて家庭訪問を充実させるなど、新たな支援も取り組み始めたところである。</p> <p>今後は、事業を円滑に実施できる事業者の選定や児童・生徒の送迎問題など地域ごとの課題もあることから、これらを把握するとともに、町の意見も聞きながら、事業の円滑な実施に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>1 1 障がい者施策の充実について</b></p> <p>県教育委員会においては、障害者の法定雇用率を達成するために、100名以上の雇用拡大を進めるとしている。そのための取組として、障害の種別や特性に応じた仕事の確保や働きやすい環境づくりを進めることなどが挙げられているが、達成時期については1年でも早くとするに留まっている。2018年度において法定雇用率に対して89人が不足しており、基準を満たしていない状態が継続しているという現状を鑑みるに、取組に実効性を持たせるためにも、明確な期限を示した上で、雇用拡大の実現のため一層取り組むこと。</p> <p>また、身体・知的の重度心身障害者の手帳保持者に対して認められている医療費の助成制度を、身体・知的と同等の等級である精神障害者保健福祉手帳1級保持者に対しても認められるよう助成制度の拡充を求める陳情書は、昨年度から県議会に提出されているところである。</p> <p>一方で、県は、当会派の「2019（平成31）年度県当初予算及び政策推進に関する要望書」（以下、当初要望書）に対して、「実施主体である市町の意向等を十分に踏まえるとともに、他県での財政負担の状況等を参考にしながら、今後の対応を検討していく」旨、回答している。</p> <p>現在、関東1都6県では、栃木県を除く1都5県において、助成制度を採用、もしくは、助成制度の拡充に対する陳情を採択している。県内においても、2018年度までに、25市町のうち20の市町議会で陳情を採択している状況を鑑みるに、本県においても、精神障害者に対する医療費助成の制度化に向けた環境は醸成されているものといえる。そこで、県は、制度化に向けた具体的な試算を行うとともに、市町との政策協議を行うこと。</p> <p>さらに、公共交通機関における精神障害者への運賃割引制度の適用拡大について、現状において大きな進展が見られない。そこで、県は、県内バス事業者等との意見交換を通じ、事業者の理解と協力を得られるよう取り組むとともに、国に対し、大手交通事業者への働きかけを要望していく等、公共交通機関における精神障害者への運賃割引制度の適用拡大が実現するよう一層取り組むこと。</p>	<p>県教育委員会では、今年度から、県立学校の公仕やスクールサポートスタッフ等において新たに障害者を採用し、障害者の雇用拡大を図っている。引き続き、障害者の特性に応じた仕事の確保や働きやすい環境づくりを進めることにより、障害者雇用に努めていく。</p> <p>重度心身障害者医療費助成制度については、今後、実施主体である市町と十分協議するとともに、対応について検討していく。</p> <p>また、公共交通機関における精神障害者への運賃割引制度の適用拡大については、県内に路線のある鉄道事業者も4月から適用するなど、少しずつ拡大している。運賃割引制度は、交通事業者の自主的な判断により行われていることから、引き続き、県内バス事業者の理解と協力を得られるよう意見交換を行うとともに、大手交通事業者への働きかけについて、国に要望していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>12 子ども食堂への支援について</b></p> <p>県は、当初要望書に対して、「子どもの貧困の実態及び生活困窮世帯への支援の現状と課題の把握に努め、子ども食堂については、『こども食堂サポートセンター・とちぎ』と情報交換していく」旨、回答している。</p> <p>子ども食堂は食べることのみでなく、栄養の偏りを是正したり、自分らしい生活の質を確保するための支援の入口になっている。現在、全国で年間1,400ヶ所増の3,718ヶ所設置され、3年間で約9倍増と増え続けている。小学校数に対する子ども食堂の比率(充足率)は全国平均17.3%のところ、本県は10.2%で全国36位である。沖縄県や滋賀県では50%を超え、2小学校区に1箇所となっており、「当たり前にあるもの」という程になってきている。</p> <p>既に栃木市や鹿沼市では開設及び運営経費の補助をしているが、県も、「こども食堂サポートセンター・とちぎ」との情報交換だけではなく、子ども食堂の果たす役割の重要性に鑑み、県内の子ども食堂事業に対する支援について予算化を図るべきである。また、県内の子ども食堂の実態調査を実施した上で、調査結果の公表や相談窓口の設置、開設準備のための講座開催など、子ども食堂開設に向けた支援に取り組むこと。</p>	<p>子ども食堂については、子どもの貧困対策のみならず、食育や多世代交流の場であるほか、地域住民の居場所やボランティア活動の場であるなど、様々な機能を有している。</p> <p>県としては、地域共生社会の実現を目指しており、多様な側面を持つ子ども食堂が地域に多数開設されることは大変有意義であると考えており、子ども食堂への理解や協力が進み、支援の輪が更に広がるよう、引き続き気運の醸成に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>1 3 観光立県とちぎの推進について</b></p> <p>「本物の出会い栃木」デスティネーションキャンペーン（以下、DC）は、プレDC、アフターDCと合わせ3年間に及ぶ一連の取組が本年6月末をもって終了した。その結果、関係機関等や各地域間の緊密な連携による数多くの特別企画や事業展開、二次交通の取組推進、県民の「おもてなし」機運の向上等により、DC期間中の観光客入込数は目標値を上回るなど、本県の観光行政を力強く推進し、多くの成果を着実に挙げてきた。</p> <p>しかしながら、観光庁の調査によると、DC本番を迎えた昨年は2012年以降で最も少ない宿泊者数となり、減少率も全国ワースト2位という厳しい結果であり、DCに関連する取組による誘客効果が、宿泊業界には未だ現れていない厳しい現状が浮き彫りとなった。</p> <p>このような状況下において、来年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が、2022年には「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」が開催されるなど、これまで以上に本県を国内外にPRできる好機であり、特に、より大きな経済波及効果が見込まれる宿泊型に重点を置いた誘客を推進する絶好の機会が続くことから、一連のDCの成果を如何に継続・発展させていくか、また一方で、課題について十分に検証した上で改善することが今こそ重要であると考えます。</p> <p>そこで、特に宿泊数向上やリピーター獲得に有効な周遊性・回遊性を高めるためのターゲット・テーマ別のルート提案や、webやSNSのコンテンツ充実による発信強化、さらなる渋滞緩和、駐車場確保対策の強化に加え、有料道路や駐車場の料金設定の見直し検討、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、需要が高まるであろうインバウンド対策として、案内標識の多言語化や通信環境、キャッシュレス決済対応等の受入インフラの整備など、これまで以上に各市町や関係機関はもちろん、県民も巻き込んだ「オール栃木」体制による連携を強化し、さらなる「観光立県とちぎ」推進のための対策を講じること。</p>	<p>来年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等は誘客の絶好の機会であることから、現在進めているDCの検証結果を踏まえながら、国内外から多くの観光客に来県いただけるよう必要な改善を図っていく。</p> <p>また、地域分科会の活動、交通事業者との連携、県民によるおもてなしの機運醸成といったDCの成果を、市町と緊密に連携しながら「DCレガシー」として継続・発展させていく。</p> <p>さらに、渋滞緩和・駐車場対策への取組、多言語による案内体制の充実、市町等が行う、外国人観光客が楽しめる取組への支援、キャッシュレス決済対応への支援等、外国人観光客に向けた環境整備を推進していく。</p> <p>○外国人誘客支援事業費 25,000</p> <p>○公共事業費（環境森林部） 135,500</p> <p>○県単公共事業費（環境森林部） 50,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>14 世界情勢の変化を踏まえた農産物輸出対策について</b></p> <p>本県における農産物輸出額は、2020年度の目標4億円の達成に向け確実に伸びてきている。しかし、世界情勢は目まぐるしく変化しており、日米貿易交渉や香港のデモ等の影響も予断を許さない状況であるため、昨年発効したTPP11や日欧EPAへの対策に加え、国への働きかけや県独自でも対応を検討しておくなど、さまざまな角度から対策を講じておくべきである。</p> <p>日米貿易交渉では、米国は包括的自由貿易協定(FTA)を目指しており、昨年発効されたTPP11の影響により、米国農産品の対日輸出環境が悪化しているとの指摘から、今後益々、日本に対する貿易赤字解消に向けた対抗策を講じてくると想定される。</p> <p>こうした中、とちぎ和牛の輸出において、来年度より稼働予定の栃栃木県畜産公社の「新食肉センター」がスタートする時期でもあり、こうした貿易懸念を踏まえた対策も必要である。</p> <p>近年、県は、農産物輸出に向けた知事トップセールス等を行ってきたが、世界情勢の変化に呼応した、例えば、東南アジア方面等への農産物輸出強化策を講じる等、万全な対応を図ること。</p>	<p>県では、TPP11や日EU・EPAの発効など、国際貿易の枠組みの変化に対応するため、情報収集に努めるとともに、園芸生産の戦略的拡大や輸出に対応した新たな食肉センターの整備など、様々な施策を展開している。</p> <p>このような情勢の中、県産農産物の輸出を一層拡大するためには、経済成長が著しいASEAN地域での取組が有効であり、引き続き、現地でのPRやバイヤーとの関係構築を図っていく。特に、昨年度いちごの輸出が大幅な伸びを見せたタイにおいてトップセールスを実施するなど、効果的なプロモーションを展開していく。</p> <p>また、新たな食肉センターの開場を契機として、速やかに県産牛肉の輸出拡大を図るため、栃栃木県畜産公社が行う対米・対EU輸出基準に適合した衛生管理体制の構築を支援するとともに、販路拡大に向けた流通ルート等の調査を実施していく。</p> <p>○ベトナム・タイにおけるとちぎの魅力発信事業費 30,805</p> <p>○牛肉輸出体制支援事業費 2,500</p> <p>○牛肉輸出拡大調査事業費 3,500</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>1 5 種子法廃止に伴う条例制定について</b></p> <p>昨年9月の県議会代表質問において、種子法廃止を受け、本県独自の条例制定も含めた体制づくりの検討を進める旨回答があったが、その後、県は条例を制定することを表明し、本年6月、条例案についてのパブリックコメントが実施されたところである。</p> <p>これまで、種子法の下で県の責任による安定した種子行政がなされてきたが、そもそも、本条例を策定する趣旨は、廃止された種子法に代わる条例を制定し、これまでのように県の責任において安定した種子行政を行うことにより、県内の農業の持続的な発展を図ることにある。</p> <p>しかるに、この「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（仮称）」の内容を見ると、種子生産に関する計画策定や原種・原原種の生産を民間に委ねることができ、また、圃場・生産物の確認も種苗事業者が行うとされている。</p> <p>これらのことは、安定的な種苗の生産に当たっての根幹となるものであり、安易に民間企業等に委ねることには大きな不安があることから、将来にわたって優良な種苗の安定供給が図っていけるよう、種子生産に関する計画策定、原種・原原種の生産、圃場・生産物の審査を県が行うこととし、条文に盛り込むこと。</p>	<p>条例案は、稲、麦、大豆、園芸作物について、収量・品質等に優れ、県内に普及すべきと判断した品種を奨励品種と定め、種苗の供給に関する県の責務や関係者の役割を明確にし、本県農業の持続的な発展に寄与することを目的としている。</p> <p>本条例案において、民間事業者が担うこととしている役割については、引き続き県が十分に関与していくことで、優良な種苗の安定供給を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>16 社会資本等の整備について</b></p> <p>近年の記録的な豪雨等の被害が各地で相次ぐ中、県民の生命・財産を守る県土づくりは重要であり、災害に強い県土づくり、防災・減災対策の充実・強化は重要なテーマとなっている。その中でも、局地的豪雨等の多発により県民の命を守る河川砂防事業の重要性が増していることから、事業の優先箇所を適宜検証しながら計画的な防災・減災対策等に取り組むこと。</p> <p>また、安全・安心な社会資本を次世代に引き継ぐことは重要であり、建設後50年以上の公共施設等が20年後には5割以上に増加すると言われる中、早急な社会資本の老朽化対策が必要である。栃木県公共施設等総合管理基本方針のもと、事業費の平準化にも努めながら公共施設等の長寿命化対策に取り組むこと。</p> <p>さらに、子どもたちの通学路等における安全対策や深刻な渋滞対策、観光地へのアクセス道路の整備、浸水危険箇所対策などは、いずれも優先順位の高い喫緊の課題であることから、早急に事業を推進するとともに、国の交付金や交付税措置のある有利な地方債を活用するなど、引き続き必要な財源の確保に努めること。</p>	<p>河川砂防施設等において、近年頻発する豪雨等に備えるため、災害の発生を未然に防ぐ防災対策や、災害発生時においても可能な限り被害を軽減する減災対策について、優先度を考慮しながら推進していく。</p> <p>また、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」や施設類型ごとの個別施設計画に基づき、点検・診断を行い、適切な維持管理に努めるとともに、県民ニーズや劣化度等に基づく優先順位を踏まえながら、予防保全工事等の長寿命化対策を計画的に実施していく。</p> <p>さらに、子どもたちの通学路等における防護柵や区画線の設置など、即効性のある交通安全対策を早急に講じるとともに、浸水危険箇所対策等についても着実に事業を推進していく。</p> <p>今後とも、ハード整備に当たっては、国の補助事業や交付金事業等を活用するなど、財政の健全化に配慮しながら、事業を推進していく。</p> <p>○県立学校施設長寿命化推進事業費 15,000</p> <p>○県単公共事業費 (県土整備部(交差点等緊急安全対策)) 300,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>17 教員の働き方改革と学習環境の整備促進について</b></p> <p>教員の働き方について、本年1月に学校における働き方改革推進プランが策定され、全県的に学校における働き方改革の取り組みが始まり、プランの目標として、月の時間外勤務の上限45時間を目指しつつ、2021年度までに、月の時間外勤務が80時間を超える教員の割合を0%にすることや、業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やすとしている。</p> <p>今年度から導入している、学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスクールサポートスタッフや、部活動の技術面の指導だけでなく、指導員単独での指導や引率が可能となる部活動指導員の拡充について、今後積極的に取り組むこと。また、小学校高学年において教科担任制を採用することにより、授業準備など一部業務改善も図られることから、小学校高学年の教科担任制の導入についても取り組むこと。</p> <p>県では、魅力と活力ある県立高校の充実に向け、中高一貫教育校、総合学科高校、科学技術高校、総合産業高校、総合選択制高校、フレックス・ハイスクールなど、特色を持つ学校整備を行ってきた。</p> <p>こうしたことにより、特別教室で授業を行う時間が多いた学校が増えてきていると思われ、教員や生徒、保護者からも特別教室へのエアコンの設置を求める声が強い。学力や技能向上のため、快適な環境で集中して勉学に励むことができるよう、県立学校の特別教室へのエアコンの設置を行うこと。</p>	<p>県教育委員会では、教員の長時間勤務を是正し、本県教育の質の更なる向上を図るため、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、勤務時間の適正化や学校運営体制の充実などに重点的に取り組んでいる。</p> <p>今年度、新たに導入したスクールサポートスタッフ及び部活動指導員については、導入した学校における活用状況や効果を確認していく。</p> <p>また、小学校高学年における教科担任制については、英語などの専科教員を配置する等の取組を行っているが、今年度から国において、働き方改革及び教育の質の向上の観点から、より効果的な手法について検討が開始されたところであり、国の動向を注視していく。</p> <p>県立学校の空調設備の整備については、普通教室への空調設備の設置を中心に進めてきたところである。引き続き、児童生徒等の健康保持や良好な学習環境の確保を図るため、熱源機器を使用する調理室や被服室、防音のため窓を閉めて使用する音楽室等の特別教室について、教室の使用形態等を踏まえ、空調設備の設置を推進していく。</p> <p>○県立学校空調設備整備事業費 1,116,065</p>



要 望 事 項	回 答
<p><b>18 教育機会確保の実践について</b></p> <p>2017年度の調査結果から、全国の公立小中学校の不登校人数は約13万9,000人となり、1年間で約1万人も増えており、本県では前年度比204人増の2,594人となっている。</p> <p>県では、2016・2017年度に文部科学省の事業を受託し、県内の適応指導教室を中心に実践研究を行った。その事業では、不登校の子どもたちの「学校復帰に向けた」体制整備と、より効果的な取り組みが掲げられている。不登校児童生徒数は毎年増えており、どうしても学校に行けない子どもたちにとって、学校へ行くべきという空気は非常に苦しいものである。学校以外の学びの場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるようにするという、教育機会確保法が活かされていない。いのち(子ども)と制度(学校)のミスマッチをどう埋めていくかが重要であり、学校が全てではないという多様性を認める意識改革が求められる。さらに、フリースクールへの理解が進まず、義務教育段階であっても公的支援がないため、利用するにも経済的な課題がある。</p> <p>そこで、フリースクールとの連携については、「研究」に留まらず、交流や話し合いの場をつくり、フリースクールを必要とする学校や保護者への情報提供を積極的に行い、教育機会確保法の理解と実践を推進すること。</p>	<p>不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保については、文部科学省から「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託し、家庭訪問による学習支援や福祉部局と連携した家庭への支援等の取組をリーフレットにまとめ、県内の学校及び市町教育委員会等へ広く周知するとともに、個々の状況に応じた必要な支援を進めている。</p> <p>さらに、これまでの調査研究で得られた様々な事例を県内の適応指導教室全体で共有するとともに、市町教育委員会や関係機関等はもとより民間団体等との連携の在り方も検討しながら、学校以外の場における学びの機会の確保に向け取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p><b>19 交通事故抑止・防止と交通マナー改善・向上について</b></p> <p>現在、警察本部が取り組んでいる「『止まってくれない！栃木県』からの脱却」をスローガンにした広報啓発活動と横断歩行者等妨害等違反の取締強化は、自動車運転者の歩行者優先意識を高めつつあると見受けられるが、「あおり運転」など人命に危害を及ぼす可能性が極めて高い悪質な運転が後を絶たない。</p> <p>一方で、運転者等からは、特に「ながらスマホ」など自転車の悪質な走行について対策を求める声が多数あがっている。一昨年、自転車活用推進法が施行され、そのための環境整備も推進されつつあるものの、残念ながら自転車利用者による道路交通法違反事例が散見される。</p> <p>そこで、全ての県民が交通安全に対する意識を常に高く保ち、あらゆる交通事故を抑止し、かけがえない人命を守り「安全・安心な栃木県」とするために、対策の強化・推進を図ること。特に、本県は交通マナーが悪いという実態について、これまで以上に県民に周知徹底するとともに、マナー改善・向上に向けた啓発と県民ぐるみの対策を講じること。</p>	<p>県警察では、県民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、歩行者・自転車利用者に対しては、参加・体験型の交通安全教育や高齢者交通安全教育隊（通称K A T 40）による交通安全指導等に取り組んでいるほか、運転者に対しては、夜間は原則ハイビームや横断歩道における歩行者優先等と呼び掛けている。</p> <p>また、交通ルールの遵守を図るため、あおり運転に発展する車間距離不保持や、横断歩行者妨害等の違反に対する交通指導取締りを強化するとともに、自転車利用者の軽微な違反に対しては指導警告を、悪質危険な違反に対しては厳格な取締りを実施しているところである。</p> <p>引き続き、こうした取組を推進するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施することにより、広く県民に交通安全思想の普及と浸透を図り、交通事故の更なる抑止に努めていく。</p>